

対話時の質問一覧

No.	質問内容	回答
1	募集要項2. 事業の趣旨の達成について、必須区域の面積が限られている一方で、「提案者に期待する提案事項」では、観光案内や、物産販売、保育サービス、公共施設などの提案を求めている。このことについては、どのような工夫・アイデアを期待しているのか。	期待する提案事項については、必須ではありませんが、限られた必須区域内では、施設配置における工夫など、また、必須区域以外では、市有地や民有地を含めて広く、市場ニーズに裏付けられた、民間提案を求めているところです。
2	本対話以降、提案書提出までに対話に応じていただくことはできないのか。	募集要項等に記載の通り、必須区域以外の土地を提案に含める場合や公共施設の統廃合等を行う場合においては、事前相談に応じます。
3	本事業に着手する段階で、必須対象区域は、どのような形状となっているのか（どのような形状から施設整備を進めることになるのか）。	駅東に関しては、本対話時の市からの配布資料に記載の箇所については、自由通路供用開始に合わせ、市が別途、整備を進めることを想定しております。その整備後の状態で引渡しを行う予定をしております。 駅西に関しては、移転補償により権利者が建築物を取り壊した後の引き渡しとなります。道路など公共施設は現状での引渡しを行う予定をしております。
4	本事業には、具体的にいつ頃から着手が可能か。	募集要項の通りです。提案により着手時期は変動することを想定しています。
5	提案審査の結果は、どのように公表されるのか。「市の負担額」の各社の点数、提案額は、公表されるのか。	募集要項に記載の通り、市ホームページ等での公表は「優先交渉権者」のみとし、評価点は公表しません。ただし、優先交渉権者決定後に、提案内容（バース等の図面の一部、市の負担額）を公表する事を想定しております。
6	ホテル誘致関連条例の対象となるホテルの要件の内容を教えてください。	概要は、本対話時の市からの配布資料の通りです。 詳細の内容は、事務局に連絡をいただき、日程調整の上、後日担当部署とご面談をして確認していただくことになります。
7	募集要項（P23）には「選定委員からのヒアリング前に、提案書類の補足説明のため、プレゼンテーション（20分程度）を行うことができるものとしますが、提案書類にない要素を加えることは認めません。」としているが、プレゼンテーション時に機材等の使用は認められるか。	ヒアリング審査は、既に提出されている提案書類の内容に対して選定委員からヒアリングを行うことを目的としています。 ヒアリング前のプレゼンテーションでは、提案内容をわかりやすく説明するために、機材等の使用は許容いたします。 ただし、準備時間が長時間になる場合は、認めることができませんので、どのような機材等を使用するのか、設置時間を含め事前に相談してください。